

# 蒲郡市モーターボート競走場 場外宣伝物配布等業務委託 仕様書

- 1 件名  
蒲郡市モーターボート競走場 場外宣伝物配布等業務委託
- 2 目的  
蒲郡市モーターボート競走場の告知物を指定の場所に配布し、モーターボート競走の開催を周知、来場促進を目的とする。
- 3 履行期間  
令和8年7月1日から令和11年6月30日までの地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続
- 4 業務内容  
告知物の種類・配布日・期限・配布物引渡し場所は表1のとおりとする。ただし、配布回数はボートレース事業部の都合により変更する場合がある。

表1 配布予定

配布物の種類	配布日・期限	配布物引渡し場所
レース出走表	本場開催日 当日午前7時 (令和8年度 145日) (令和9年度 200日 予定) (令和10年度 200日 予定) (令和11年度 50日 予定)	出走表印刷会社
ボートレース蒲郡ニュース	1回/節 前節初日午前7時 (令和8年度 27節) (令和9年度 37節 予定) (令和10年度 37節 予定) (令和11年度 9節 予定)	ニュース印刷会社
年間日程表	1回/年 引渡し後2日以内	ボートレース事業部事務所
3ヶ月日程表	1回/3ヶ月 引渡し後2日以内	ボートレース事業部事務所
日程板 ※1	1回/1月 委託者の指定する期限	受託者にて制作

※1 制作する日程板は別添「日程板」のとおり

- 5 配布場所及び配布数  
別添「場外宣伝物配布場所及び配布数一覧表」のとおり  
また下記の駅には、管理上の問題により時間の期限があるため注意すること。

駅名	期限
JR 浜松駅	午前1:20～午前5:00まで閉鎖
JR 幸田駅	20時55分～5時10分までは待合室の閉鎖 (出走表箱は待合室の中)
JR 大府駅	午前0:50～午前5:20まで閉鎖
その他	
JR 野田新町駅	シャッターの設備はあるが、閉まらない
JR 共和駅	午前0:50で閉まるが配布場所はシャッターの外

- 6 配布スケジュール  
(1) 初日配布

午後9時30分頃に印刷会社より出走表を受け取り、午前7時までに全ての指定箇所へ配布すること。

(2) 二日目～最終日

午後10時頃に印刷会社より出走表を受け取り、午前7時までに全ての指定箇所へ配布すること。

※令和8年度の印刷会社は、株式会社サンジュ堂印刷（所在地：蒲郡市三谷町）となります。

7 配布形態

場外宣伝物配布等業務を配布業者の管理する自動車で行うこと。

8 業務中の責任

業務中に発生した事故、その他過失による責は全て配布業者が負う。

9 その他の業務

- (1) 場外宣伝物を配布する際に、出走表スタンド等に残っている不要となった印刷物等を回収し、適切な方法で処分すること。
- (2) レース日程に日延べが生じた場合は日延べした日においても場外宣伝物配布等業務を行うこと。
- (3) 毎月1回、日程板の製作及び差し替え作業を行うこと。
- (4) 出走表箱の破損を発見した場合は、すみやかに破損状況の報告を行うこと。
- (5) 配布物・配布場所の追加・変更が生じた場合は甲の指示に従い追加・変更に応じ場外宣伝物配布等業務を行うこと。
- (6) 出走表の配布時に出走表スタンドに残っている残枚数の調査指示があった場合は、残枚数の確認をして報告を行うこと。

10 個人情報管理

「個人情報保護に関する法律」を遵守し、業務を通じて取得した個人情報を適切に取り扱うこと。

11 情報公開

「蒲郡市情報公開条例」の規定を遵守し、業務に関する保有文書の情報の公開を行うために必要な措置を講ずること。

12 関係法令等の遵守

場外宣伝物配布等業務の実施にあたっては以下の関係法令、関係条例等を遵守すること。

- (1) 地方自治法
- (2) 個人情報保護に関する法律
- (3) 蒲郡市情報公開条例
- (4) 労働基準法
- (5) その他業務に必要な法令

13 その他

- (1) 毎月業務完了後に業務完了届を甲に提出すること。
- (2) 業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに甲に報告すること。
- (3) 不可抗力等、委託者及び受託者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について委託者と協議する。
- (4) 自己の都合により契約解除を求める場合、その後の業務に支障を及ぼさないよう十分な期間をもって申し出をすること。
- (5) 業務のすべてを第三者に委託することはできない。